

# PRESIDENT

プレジデント 毎月第2・第4月曜日発売 2013.7.1号

定価 690円

儲けた人は知っている

Strategies for financial success

## お金の 新常識55



### part 1 どうなる「給料、物価、税金」20

ボーナス ● 食費 ● ガソリン代 ● ローン金利 ● 個人年金 ● 贈与税 ● 住宅ローン控除 etc.

### part 2 「うまい投資話」のウソ、ホント20

中小型株 ● IPO株 ● 国債 ● マンション投資 ● 投資信託 ● 定期預金 etc.

### part 3 「ラクして小銭を稼ぐ」家計術15

クレジットカード ● 電子マネー ● 保険見直し ● スマホ代 etc.



マツダがトップ! 「ボーナス伸び率」ランキング40

〇〇万円の非課税枠で  
五年間運用できる。

二〇一四年一月から新たな証券  
優遇税制、NISA(日本版ISA)  
少額投資非課税制度がスタートする。  
二年三月月末までの一〇〇年間実  
施され、毎年一〇〇万円までの非  
課税枠を得られ、そこから生じる  
上場株式や公募株式投資信託の配  
当と譲渡益を、最長五年、非課税  
にできる制度だ。その間の累計で  
は、最大五〇〇万円が非課税枠と  
なる。

## 少額投資非課税制度を賢く利用するには

### NISAのしくみはこうなっている

非課税期間(5年)終了後は、2つの選択がある



出所：フィデリティ退職・投資教育研究所の資料をもとに編集部作成

野尻哲史

フィデリティ退職・  
投資教育研究所所長

## 三十～四十代には毎月積み立て投資が適している

融機関を選びたいものだ。

運用開始から五年経過したら、  
課税口座(特定口座や一般口座)に

移すこと、一〇〇万円までなら  
次の非課税期間の投資枠に移管し、  
さらに五年運用することもできる。

課税口座に移管する場合は、その  
日の時価が取得価格となる。つまり、  
当初の投資額が一〇〇万円で、

課税口座移管時の時価が一五〇万  
円だった場合、その後の運用の結果

も必要がある。二〇歳以上の国内  
居住者であれば、口座を開設する

ことができる。なお、NISAの  
非課税口座は、原則一人一口座と

通常の株式口座や預金口座とは別  
にNISA口座(非課税口座)を開

く必要がある。二〇歳以上の国内  
居住者であれば、口座を開設する

ことができる。なお、NISAの  
非課税口座は、原則一人一口座と

通常の株式口座や預金口座とは別  
にNISA口座(非課税口座)を開

く必要がある。二〇歳以上の国内  
居住者であれば、口座を開設する

ことができる。なお、NISAの  
非課税口座は、原則一人一口座と

通常の株式口座や預金口座とは別  
にNISA口座(非課税口座)を開

く必要がある。二〇歳以上の国内  
居住者であれば、口座を開設する

ことができる。なお、NISAの  
非課税口座は、原則一人一口座と

通常の株式口座や預金口座とは別  
にNISA口座(非課税口座)を開

いたった場合、その後の運用の結果  
も必要がある。二〇歳以上の国内  
居住者であれば、口座を開設する

ことができる。なお、NISAの  
非課税口座は、原則一人一口座と

通常の株式口座や預金口座とは別  
にNISA口座(非課税口座)を開

く必要がある。二〇歳以上の国内  
居住者であれば、口座を開設する

ことができる。なお、NISAの  
非課税口座は、原則一人一口座と

通常の株式口座や預金口座とは別  
にNISA口座(非課税口座)を開

て毎月積み立て投資をし、長期投  
資を始めるきっかけづくりをする  
のに適している。五年経過時に積  
み立てた資金が一〇〇万円になつ  
ていなければ、六年目の非課税口  
座に移管し、一〇〇万円になるま  
で積み立てを続ける。運用商品を

選ぶ際は、一年決算型など分配金  
を出さないタイプの投資信託で、  
元本の成長を目指すのがいいだろ  
う。五六十代なら、NISA

Aを活用して、老後の生活費を補  
てんする資金をつくりたい。毎年、  
非課税上限の一〇〇万円に近い額  
を投資し、五年後に一〇〇万円分

を上回った分を課税口座に移し、  
元本の一〇〇万円は非課税口座に  
移管することを毎年繰り返す。た  
だし、一〇〇万円を下回った場合

には、全額を非課税口座に移管し、  
運用を続ける。

すでにリタイアしていく、分配  
金を生活費の一部に充てたいなら、  
非課税口座で毎月分配型ファンド

を購入し、分配金を非課税で受け  
取ることを考えられる。ただし、  
分配金が「元本払戻金(特別分配金)」

の場合は、非課税の対象でないの  
で注意が必要だ。

のじり・さとし ●一九五九年、岐阜県生まれ。一橋大学卒。国内外の証券会社調査部を経、  
二〇〇七年より現職。著書に『老後編民  
50代の生き残り術』など多数。

資産形成層は、非課税口座を使つ

た。年代によつても、NISAの活  
用方法は異なる。三十～四十代の

P

# サラリーマン「確定申告」入門、どのくらいお金が戻るか

毎月の新聞代、スーツ代から取引先のお中元やお歳暮、英会話スクール代まで。これ全部、経費で認められ、お金が戻ってくるって本当?

## キャバクラ、ゴルフも 経費扱いOK

収入を増やすのが難しい昨今、せめて手元にあるお金を減らさないようにしたい。そう考えているビジネスマンにとって朗報があります。それが「特定支出控除」制度の改正です。

制度を説明する前に、税金の仕組みについて簡単におさらいしておきましょう。稼いだ分の収入から、必要経費や控除などを引いたものが所得です。この所得を基準にして、所得税や住民税などの税金が決まります。つまり経費が多くなるほど、所得が減るので納める税金も少なくてすむ。だから自営業者は、経費として申告できる領収書を集めようとするのです。

一方、会社員も取引先におこつたり、スケッチを買つたり、自腹で経費を使う機会があります。それなのに必要経費を申告できないのは不公平ではない



か? という意見が一部ありました。

しかしこの指摘は必ずしも正しいとは言えません。会社員には「給与所得控除」という控除があるからです。これは収入ごとにいくら控除されるかが定められています(※参考欄)。たとえ実際には使つてないなくても、この額だけが必要経費として見なされるのです。

実はこれまでも、会社員が必要経費を申告できる「特定支出控除」の制度は存在しました。ただしそのハドド爾が高く、扱われるものは「給与所得控除」を超えた金額。つまり年収八〇〇万円の会社員であれば、必要経費を二〇一万円使って初めて一円の額が控除として認められる。くわえて対象によるのは転居費や研修費など、日常的にそれほど使わないであろう用途に限られていきました。要是不公平だという批判をかわすためにつくられたような制度で、利用しているのが年間で一人にも満たなかつたのです。そこで平成二年から(申告は二六年から)制度が改

正されました。

新しい制度は何が変わったのか。まず足切り額が、給与所得控除を超えた額から、その二分の一を超えた額へと一気に下りました。たとえば年収八〇〇万円なら、一〇〇万円を超えることが条件になります。

さらに適用される経費の範囲も拡大しました。多くの会社員にとって嬉しいのは、よく使う図書費、衣服費、交際費が「勤務必要経費」として認められるようになつたことです。たとえば図書費。仕事に関連するものなら、書籍に限らず、新聞でも雑誌でもOK。情報収集に必要という理由があればお咎めなしでしょう。

スーツ代は、衣服代として申告できます。私生活でも利用できる靴下や下着は難しいかもしませんが、ワイシャツやネクタイは対象になる。またクレジットを推奨している会社で、着用する服の規定がある場合は、ボロシヤツも認められる可能性があります。

もっとも使い勝手がよさそうのが、交際費です。得意先や仕入先に対する接待・供應・贈答などの支出は「交際費」という国税庁の定義に従えば、その対象範囲は結構広い。得意先と一緒に行った飲食店はもとより、ナツツ、キバクラ、ゴルフでも認められるでしょう。現在は取引がない相手でも、新規開拓という目的なら該当する、お中元やお歳暮にかかる費用は全く問題ありません。

ただこの「勤務必要経費」は、図書費、衣服代、交際費あわせて六五万円までと上限が決められています。使つたら使つただけ、ということではないので、注意ください。

職務に必要な技術や知識を習得するため、使用した研修費や資格取得費も「特定支出控除」の対象です。英会話スクールへ通う、中間管理職がマネジメントのセミナーに参加する。受講料だけでなく、交通費も含まれるというのが一般的な解釈です。また今まで弁護士、税理士、公認会計士など、特定の業務を営む資格取得は控除の対象外でしたが、改正によって認められるようになりました。

その他、単身赴任の会社員が自宅に帰る際の交通費は帰宅旅費、転勤に伴う引っ越し代や宿泊費が転居費として控除に含まれます。通勤に必要なガソリン代、車両の修理代などは、通勤費

衣服費、図書費、交際費は計78万円だが、この3つの合計(勤務必要経費)で経費として認められるのは65万円まで

8.3万円の  
節税効果  
あり!

## 年収700万円で10万円超の節税効果がある場合も!

項目	内訳	合計		
衣服費	スーツ代8万円、靴3万円	11万円		
図書費	新聞購読費4万円、書籍・雑誌代11万円	15万円		
交際費	取引先との飲み代35万円、ゴルフ代12万円、中元・歳暮代5万円	52万円		
通勤費	自動車通勤で使ったマイカーのガソリン代5万円、修繕費10万円	15万円		
転居費	転勤でかかった引っ越し代20万円	20万円		
研修費	英会話スクール36万円	36万円		
合計		136万円		
年収	給与所得控除	特定支出控除		
通常なら…	700万円	190万円	なし	57.8万円
確定申告すると…	700万円	190万円	41万円	49.5万円
136万円(対象経費合計)-190万円(給与所得控除)÷2				

## 医療費一〇万円以上使った年も忘れずに!

改めて「特定支出控除」を見直すと、ハードルは今までよりも確実に下がりました。しかし年収七〇〇万円の会社員の場合、認められる必要経費は九五

から適用される制度で、過去の事例がなかったらあります。だからこれはダメだろうと勝手に線引きせず、使えそうな経費に関しては自分の名義で領収書をもらおうなりとして、申告の材料になります。見方もあります。だからこれはダメだらしく勝手に線引きせず、使えそうな経費にしては自分の名義で領収書をもらおうなりとして、申告の材料になります。それは会社に「こういう経費を使いまし」と報告し、証明書に承認のハンコを押してもらうことです。いかにも手間かかりそですが、ハンコを押したことからといって会社が金銭を払うわけではありません。「仕事のために必要だつたんですね」と押し切れば、おそらく認めてくれるのではないか。また税務署としては会社の判が押してあることが前提になるので、よほど高額でない限り、書類を丹念にチェックする可能性は低いと思います。

として計上できるはずです。

一部、推測で語っているのは、今年から適用される制度で、過去の事例がないからです。税務署は様子見てチェックが甘くなるのではないか、という見方もあります。だからこれはダメだらしく勝手に線引きせず、使えそうな経費にしては自分の名義で領収書をもらおうなりとして、申告の材料になります。見方もあります。だからこれはダメだらしく勝手に線引きせず、使えそうな経費にしては自分の名義で領収書をもらおうなりとして、申告の材料になります。それは会社に「こういう経費を使いまし」と報告し、証明書に承認のハンコを押してもらうことです。いかにも手間かかりそですが、ハンコを押してもらおうなりとして、申告の材料になります。それは会社員が自ら確定申告をしなければいけないときがあります。たとえば副収入があつて、必要経費を支出がかかる年は活用する、という意識で向こうのがいいでしょ。このほかにも会社員が自ら確定申告をしなければいけないときがあります。たとえば副収入があつて、必要経費を支出がかかる年は活用する、という意識で向こうのがいいでしょ。

万円を超えた額から。それも「勤務必要経費」は六五万円が上限なので、それ以外の通勤費や研修費などで三〇万円以上の出費が必要になります。ただの額を日常的に使う会社員は、それほど多くはない気がします。だから資格取得のため学校に通うなど、だから年間でかかる額から、それを減らすのがいいでしょ。

内規定で副業が認められていても、あまり知られたくないという人は、確定申告書の「住民税に関する事項」欄の「自分で納付する」にチェックを入れましょう。そうすると納付書が自宅に届いて、会社には情報が伝わりません。また、家族分を含めて医療費を二〇万円以上使った年、住宅ローンで家を買った年、寄付をした年は確定申告を忘れないようになります。税金が必要以上に天引きされれば、確定申告によつて戻ってきます。たとえそれがお小遣い程度の額としても、この時代には貴重なお金。会社員も普段から給料明細に目を通して、税金に対し敏感になることをお勧めします。

おおきい勝手がよさそうのが、交際費です。得意先や仕入先に対する接待・供應・贈答などの支出は「交際費」という国税庁の定義に従えば、その対象範囲は結構広い。得意先と一緒に行った飲食店はもとより、ナツツ、キバクラ、ゴルフでも認められるでしょう。現在は取引がない相手でも、新規開拓という目的なら該当する、お中元やお歳暮にかかる費用は全く問題ありません。

ただこの「勤務必要経費」は、図書費、衣服代、交際費あわせて六五万円までと上限が決められています。使つたら使つただけ、ということではないので、注意ください。

職務に必要な技術や知識を習得するため、使用した研修費や資格取得費も「特定支出控除」の対象です。英会話スクールへ通う、中間管理職がマネジメントのセミナーに参加する。受講料だけでなく、交通費も含まれるというのが一般的な解釈です。また今まで弁護士、税理士、公認会計士など、特定の業務を営む資格取得は控除の対象外でしたが、改正によって認められるようになりました。

その他、単身赴任の会社員が自宅に帰る際の交通費は帰宅旅費、転勤に伴う引っ越し代や宿泊費が転居費として控除に含まれます。通勤に必要なガソリン代、車両の修理代などは、通勤費